

## 【表紙】

【発行登録番号】	27 - 関東86
【提出書類】	発行登録書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成27年 6月25日
【会社名】	株式会社日清製粉グループ本社
【英訳名】	NISSHIN SEIFUN GROUP INC.
【代表者の役職氏名】	取締役社長 大枝 宏之
【本店の所在の場所】	東京都千代田区神田錦町一丁目25番地
【電話番号】	東京(03)5282-6670
【事務連絡者氏名】	執行役員 経理・財務本部財務部長 大内 章
【最寄りの連絡場所】	東京都千代田区神田錦町一丁目25番地
【電話番号】	東京(03)5282-6670
【事務連絡者氏名】	執行役員 経理・財務本部財務部長 大内 章
【発行登録の対象とした募集有価証券の種類】	新株予約権証券
【発行予定期間】	この発行登録書による発行登録の効力発生予定日(平成27年7月6日)から1年を経過する日(平成28年7月5日)まで
【発行予定額又は発行残高の上限】	発行予定額 0円(注)1 628,498,000円(注)2 (注)1 新株予約権証券の発行価額の総額であります。 2 新株予約権証券の発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額であります。
【安定操作に関する事項】	該当事項はありません。
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

## 第一部【証券情報】

### 第1【募集要項】

以下に記載するもの以外については、有価証券を募集により取得させるに当たり、その都度「訂正発行登録書」又は「発行登録追補書類」に記載します。

#### 1【新規発行新株予約権証券】

##### (1)【募集の条件】

発行数	未定(注)1
発行価額の総額	0円
発行価格	0円
申込手数料	未定
申込単位	1個
申込期間	未定
申込証拠金	該当事項はありません。
申込取扱場所	未定
割当日	未定(注)3
払込期日	無償にて発行するため払込期日はありません。 新株予約権発行の日は未定です。
払込取扱場所	該当事項はありません。

(注)1 株主に割り当てる新株予約権の数

株式会社日清製粉グループ本社(以下「当社」といいます。)普通株式(当社の有する普通株式を除きます。)1株につき新株予約権1個の割合で割り当てることとし、割り当てる新株予約権の総数は、当社取締役会が定める無償割当基準日における当社の最終の発行済株式総数(但し、当社の有する普通株式の数を除きます。)と同数とします。

2 新株予約権の無償割当ての対象となる株主

無償割当基準日における当社の最終の株主名簿に記載又は記録された当社普通株式の全株主(但し、当社を除きます。)とします。

3 新株予約権の無償割当ての効力発生日

無償割当基準日以降の日で取締役会が別途定める日とします。

## (2)【新株予約権の内容等】

新株予約権の目的となる株式の種類	株式会社日清製粉グループ本社 普通株式 単元株式数は100株です。 完全議決権株式であり、権利内容に制限のない当社における標準となる株式です。
新株予約権の目的となる株式の数	未定(注)1
新株予約権の行使時の払込金額	未定(注)2
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額	未定
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	未定
新株予約権の行使期間	未定(注)3
新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所	未定
新株予約権の行使の条件	<p>特定買収者等が保有する新株予約権(実質的に保有するものを含みます。)は、行使することができません。</p> <p>新株予約権者は、当社に対し、上記の条件を充足していること(第三者のために行使する場合には当該第三者が上記の条件を充足していることを含みます。)についての表明・保証条項、補償条項その他当社が定める事項を記載した書面、合理的範囲内で当社が求める条件充足を示す資料及び法令等により必要とされる書面を提出した場合に限り、新株予約権を行使することができるものとします。</p> <p>適用ある外国の証券法その他の法令上、当該法令の管轄地域に所在する者による新株予約権の行使に関し、所定の手続の履行又は所定の条件の充足が必要とされる場合、当該管轄地域に所在する者は、当該手続及び条件がすべて履行又は充足されていると当社が認めた場合に限り、新株予約権を行使することができます。なお、当社が上記手続及び条件を履行又は充足することで当該管轄地域に所在する者が新株予約権を行使することができる場合であっても、当社としてこれを履行又は充足する義務を負うものではありません。</p> <p>上記の条件の充足の確認は、上記に定める手続に準じた手続で取締役会が定めるところによります。</p> <p>(注)4</p>
自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件	<p>当社は、無償割当効力発生日以後の日で取締役会が定める日において、未行使の新株予約権で上記「新株予約権の行使の条件」の規定に従い行使可能な(すなわち特定買収者等に該当しない者が保有する)もの(上記「新株予約権の行使の条件」に該当する者が保有する新株予約権を含みます。下記において「行使適格新株予約権」といいます。)について、取得に係る新株予約権の数に、新株予約権1個当たりの目的となる株式の数を乗じた数の整数部分に該当する数の当社普通株式を対価として取得することができます。</p> <p>当社は、無償割当効力発生日以後の日で取締役会が定める日において、未行使の新株予約権で行使適格新株予約権以外のものについて、取得に係る新株予約権と同数の新株予約権で特定買収者等の行使に制約が付されたもの(譲渡承認その他取締役会が定める内容のものとしします。)を対価として取得することができます。なお、当該取得の対価として現金の交付は行いません。</p> <p>新株予約権の強制取得に関する条件充足の確認は、上記「新株予約権の行使の条件」に定める手続に準じた手続で取締役会が定めるところによります。</p>
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得には、取締役会(又は会社法第265条第1項但書の規定に従い取締役会が定める機関)の承認を要するものとします。

代用払込みに関する事項	該当事項はありません。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	未定

- (注) 1 新株予約権 1 個当たりの目的となる株式の数は、2 株以下で取締役会が別途定める数とします。
- 2 各新株予約権の行使に際して払込みをなすべき額は、1 円に各新株予約権の目的となる株式の数を乗じた額とします。
- 3 新株予約権の行使期間は、無償割当効力発生日以後の日から開始する取締役会が別途定める一定の期間とします。また、行使期間の最終日が行使に際して払い込まれる金銭の払込取扱場所の休業日に当たるときは、その前営業日を最終日とします。
- 4 (1) 「特定買収行為」とは、次の( ) ( )のいずれかに該当する行為をいいます。なお、以下(注) 4 において「本新株予約権」とは、本発行登録に係る新株予約権を指します。
- ( ) 下記 ないし のいずれかに該当する行為。なお、下記 ないし にかかわらず、当社が行う株券等(金融商品取引法第27条の23第 1 項。以下別段の定めのない限り同じ。)の発行又は自己の株券等の処分(当社が行う合併、株式交換、株式移転、会社分割に伴って行われるものを含みます。)による当社の株券等の取得行為は含まれません。
- 金融商品取引法第27条の 2 第 1 項に規定される「買付け等」(株券等(金融商品取引法第27条の 2 第 1 項。下記 4 (1)( )において同じ。)の買付けその他の有償の譲受け及びこれに類するものとして金融商品取引法施行令第 6 条第 3 項に定める行為をいいます。)によりその者の当社の株券等の株券等保有割合(金融商品取引法第27条の23第 4 項)が20%以上となる行為
- 上記 以外の態様で金融商品取引法第27条の23第 1 項又は第 3 項に規定される「保有者」に該当することで当社の株券等に係る株券等保有割合が20%以上となる行為
- 当社の株券等の保有者の共同保有者(金融商品取引法第27条の23第 5 項)に該当することで当社の株券等に係る株券等保有割合が20%以上となる行為
- 当社の株券等の保有者と金融商品取引法第27条の23第 6 項に定める関係を有することとなることで当社の株券等に係る株券等保有割合が20%以上となる行為
- ( ) 買付け等の後の株券等所有割合(金融商品取引法第27条の 2 第 8 項。但し、公開買付者(金融商品取引法第27条の 3 第 2 項)の特別関係者(金融商品取引法第27条の 2 第 7 項)の株券等所有割合との合計とします。)が20%以上となる当社の株券等の公開買付けの開始行為。
- 公開買付開始公告が行われた日の翌営業日が到来したことをもって「特定買収行為を行った」ものとします。
- 「買付け等の後の株券等所有割合」は当該公開買付けの公開買付届出書の記載によって判定されるものとします。
- (2) 「特定買収者」とは、特定買収行為を行った者で、特定買収行為を行った時点(上記 4 (1)( ) ( )のいずれか早い時点とします。)までに下記( 8 )に述べます確認決議を得なかった者をいいます。但し、当社、当社の子会社、当社又は当社の子会社の従業員持株会及びかかる従業員持株会のために当社株式を保有する者、並びに当社の行った自己の株券等の取得若しくは消却その他当社の行った発行済株式総数若しくは議決権の総数を減少させる行為又は本新株予約権の行使若しくは強制取得の行為のみに起因して株券等保有割合が20%以上となった者(但し、その者の株券等保有割合が当該行為以外の態様によってその後 1%以上増加することとなった場合を除きます。)は、「特定買収者」に該当しません。
- (3) 「特定大量保有者」とは、特定買収者のうち、上記 4 (1)( )に定める特定買収行為を行った者をいいます。
- (4) 「特定公開買付者」とは、特定買収者のうち、上記 4 (1)( )に定める特定買収行為を行った者をいいます。なおその後「特定大量保有者」に該当することとなった者は「特定大量保有者」として取り扱われるものとします。
- (5) 「特定買収者等」とは、以下のいずれかに該当する者をいいます。
- ( ) 特定大量保有者
- ( ) 特定大量保有者の共同保有者(金融商品取引法第27条の23第 5 項、第 6 項)
- ( ) 特定公開買付者
- ( ) 特定公開買付者の特別関係者(金融商品取引法第27条の 2 第 7 項)

( )以下のいずれかに該当すると取締役会が合理的に認めた者

上記4(5)( )ないし( )に該当する者から当社の承認なく本新株予約権を譲り受け又は承継した者  
上記4(5)( )ないし( )及び( ) に該当する者の「関連者」。「関連者」とは、実質的にその者を支配し、その者に支配され若しくはその者と共同の支配下にある者、又はその者と協調して行動する者をいいます。組合その他のファンドに係る「関連者」の判定においては、ファンド・マネージャーの実質的同一性その他の諸事情が勘案されます。なお、当社株券等に関する名義貸し若しくは借株、又は本新株予約権の行使若しくは取得により将来発行される当社株券等の移転その他これに準ずる特段の合意を上記4(5)( )又は( )に該当する者との間で行っている者について、取締役会は当該4(5)( )又は( )に該当する者の「関連者」とみなすことができます。

(6)「買収提案」とは、下記「第一部 証券情報」中「第3 その他の記載事項」〔1〕1(3)( )に定める必要情報が記載された特定買収行為に関する提案をいいます。

(7)「買収提案者」とは、買収提案を行った者をいいます。

(8)「確認決議」とは、特定の買収提案に対して本新株予約権の無償割当てを行わない旨の取締役会決議をいいます。

(9)「勧告決議」とは、特定の買収提案について取締役会が確認決議を行うべきである旨を勧告する企業価値委員会の決議をいいます。

(3)【新株予約権証券の引受け】

該当事項はありません。

## 2【新規発行による手取金の使途】

(1)【新規発行による手取金の額】

新株予約権は無償で発行されるものであり、新株予約権の発行自体による手取金は発生しません。新株予約権の行使による払込みは、新株予約権者の判断によるため、新株予約権の行使による払込みの手取金の額は未定であります。

(2)【手取金の使途】

未定

## 第2【売出要項】

該当事項はありません。

### 第3【その他の記載事項】

企業価値及び株主共同の利益の確保・向上のための取組みとしての適正な対応方針(買収防衛策)の更新について

当社は、平成27年5月14日開催の取締役会の決議に基づき、当社の20%以上の株式の取得行為についての新株予約権の無償割当てを活用した方策(以下「本プラン」といいます。)につき、企業価値及び株主共同の利益の確保・向上の観点から、定款第49条に基づく株主総会承認決議を3年間更新することに関する議案(第6号議案「企業価値及び株主共同の利益の確保・向上のための新株予約権の無償割当て承認決議更新の件」)を平成27年6月25日開催の定時株主総会に提出し、当該議案についてご承認(以下「本承認決議」といいます。)をいただきました。これに基づき同日開催の当社取締役会にて本プランの更新を決議いたしました。

株主総会による本承認決議の有効期間は3年間であり、本プランは、毎年本承認決議の範囲内で取締役会決議により細部の見直しを行うことを基本としております。本プランの内容等は、以下のとおりです。なお、以下において「本新株予約権」とは、本発行登録に係る新株予約権を指します。

#### 〔1〕本プランの内容

##### 1. 本プランの内容

###### (1) 本新株予約権の無償割当て

上記「第一部 証券情報」中「第1 募集要項」の項をご参照ください。

###### (2) 企業価値委員会

- ( ) 常設の機関として企業価値委員会を設置します。
- ( ) 企業価値委員会は、取締役会から付議される買収提案を検討し、勧告決議を行うかどうかを審議するほか、取締役会から付議されるその他の事項を審議します。
- ( ) 企業価値委員会の決議は、全委員の過半数により行います。
- ( ) 企業価値委員会の委員は3名以上とし、毎年の定時株主総会後に開催される取締役会において当社社外役員の中から選任されるものとします。
- ( ) 企業価値委員会の委員として三村明夫氏(社外取締役)、伏屋和彦氏(社外取締役)、河和哲雄氏(社外監査役)及び伊東敏氏(社外監査役)を選任します。

###### (3) 買収提案者出現時の手続

- ( ) 取締役会は、特定買収行為を企図する者に対して、買収提案をあらかじめ書面により当社に提出し確認決議を求めるよう要請するものとし、特定買収行為を企図する者は、その実行に先立ち、買収提案を提出して確認決議を求めるものとします。

買収提案には、以下に掲げられる事項を含む当社が合理的に求める必要情報が記載されなければなりません。なお、取締役会は、本プランの迅速な運営を図る観点から、特定買収行為に関する提案を行った者に対し、必要に応じて回答期間を設定して追加的に情報提供を要請する場合があります。この場合でも、最初の情報提供要請を当該提案者に行った日から起算して60営業日以内を上限として、当該提案者が行う回答期間を設定し、当該回答期間の満了をもって企業価値委員会の検討・審議を開始することとします。

特定買収行為を企図する者(グループ会社その他の関係者を含みます。)に関する事項

買収の目的

買収後の当社の経営方針と事業計画

対価の算定根拠

買収資金の裏付け

当社の利害関係者に与える影響

その他、下記1.(3)( )の判断に関連する情報として当社が合理的に求めるもの

- ( ) 取締役会は、買収提案の受領を完了した場合、当該買収提案を企業価値委員会に速やかに付議し、また法令及び金融商品取引所規則により要請されるところに従い、買収提案を受領し、企業価値委員会の検討・審議が開始された旨を開示するものとします。
- ( ) 企業価値委員会は、買収提案を検討し、当該買収提案について勧告決議を行うかどうかを審議するものとします。企業価値委員会の決議結果は開示されるものとします。企業価値委員会の検討・審議期間は、十分な必要情報が記載された買収提案の取締役会による受領後60営業日(対価を円貨の現金のみとした買付上限株数を設けない買収提案以外の場合には90営業日。)とします。合理的理由がある場合に限り、30営業日を上限として検討・審議期間が延長されることがあり得ますが、その場合には、当該理由及び延長予定期間について開示いたします。

- ( ) 企業価値委員会における勧告決議の検討・審議は、当該買収提案が企業価値及び株主共同の利益の確保・向上に適うものであるかどうかの観点から真摯に行われるものとします。なお、企業価値委員会は、以下に掲げる事項がすべて満たされていると認められる買収提案については、勧告決議を行わなければならないものとし、また、以下に掲げる事項の一部を満たさない買収提案であっても企業価値及び株主共同の利益の確保・向上に照らして相当であると認められる場合には勧告決議を行うものとします。

下記のいずれの類型にも該当しないこと

- (a) 株式を買い占め、その株式について当社又はその関係者に対して高値で買取りを要求する行為  
 (b) 当社を一時的に支配して当社の重要な資産等を移転させるなど、当社の犠牲の下に買収提案者又はそのグループ会社その他の関係者の利益を実現する経営を行う行為  
 (c) 当社の資産を買収提案者又はそのグループ会社その他の関係者の債務の担保や弁済原資として流用する行為  
 (d) 当社の経営を一時的に支配して将来の事業展開、商品開発等に必要な資産や資金を減少させるなど、当社の継続的発展を犠牲にして一時的な高いリターンを得ようとする行為  
 (e) その他、当社の株主、取引先、顧客、従業員等を含む当社の利害関係者の利益を不当に害すること

当該買収提案に係る取引の仕組み及び内容等が、関連する法令及び規則等を遵守したものであること

当該買収提案に係る取引の仕組み及び内容が、買収に応じることを当社株主に事実上強要するおそれがあるものではないこと

当該買収提案を検討するために必要でかつ虚偽のない情報が、当社の要請等に応じて適時に提供されていること、その他本プランの手續に即した真摯な対応がなされていること

当該買収提案を当社が検討(代替案を検討し当社株主に対して提示することを含みます。)するための期間(買収提案の受領日から60営業日(対価を円貨の現金のみとした買付上限株数を設けない買収提案以外の場合には90営業日。なお、これらの日数を超える合理的理由がある場合は30営業日を上限とした当該日数。))が確保されていること

当社の企業価値及び株主共同の利益に照らして不十分又は不適切であると認められる条件による提案ではないこと

その他企業価値及び株主共同の利益の確保・向上に適うものであると合理的に認められること

- ( ) 取締役会の確認決議は、企業価値委員会の勧告決議に基づいてなされるものとします。取締役会は、企業価値委員会から勧告決議がなされた場合、取締役としての善管注意義務に明らかに反する特段の事情がない限り、速やかに確認決議を行わなければならないものとし、確認決議を受けた買収提案に対して本新株予約権の無償割当てを行うことができないものとします。

#### (4) 特定買収者出現時の対応

- ( ) 特定大量保有者が出現した場合(出現の有無は、当社に提出された大量保有報告書その他適切な方法により判断します。)、取締役会は、特定買収者の出現を認識した旨の開示及び無償割当基準日、無償割当効力発生日その他本新株予約権の無償割当てに関する必要事項を決定する決議を行い、決定された事項を公表の上、本新株予約権の無償割当てを実行するものとします。
- ( ) 特定買収行為に該当しうる公開買付けが開始された場合(公開買付け届出書その他適切な方法により判断します。)、取締役会は、特定買収者の出現を認識した旨の開示及び無償割当基準日、無償割当効力発生日その他本新株予約権の無償割当てに関する必要事項を決定する決議を行い、決定された事項を公表の上、本新株予約権の無償割当てを実行するものとします。
- ( ) 取締役会は、無償割当基準日の前で取締役会が別途定める日(但し、無償割当基準日の3営業日前の日以降の日を定めることはできません。)までに以下のいずれかの事由が生じた場合に限り、当該日までに、上記〔1〕1(4)( )又は( )により決議を行った本新株予約権の無償割当ての効力を生じさせない旨を決議することができます。

特定買収者の株券等保有割合が20%を下回った旨の大量保有報告書が特定買収者から提出された場合

上記「第一部 証券情報」中「第1 募集要項 (2)新株予約権の内容等」の注4(1)( )に定める特定買収行為に該当する公開買付けが開始された場合で、当該公開買付けが終了し又は撤回され、その結果、無償割当基準日の4営業日前までに株券等保有割合が20%以上となる当社株券等の保有者が出現しないこととなった場合

上記 のほか、当該特定買収行為による脅威がなくなったと取締役会が合理的に認めた場合

## 2. 本プランの有効期間等

- (1) 本プランの有効期間は、平成28年に開催される定時株主総会後最初に開催される取締役会の終結の時までとします(なお、本プランの前提となる本承認決議の有効期間は、平成30年に開催される定時株主総会後最初に開催される取締役会の終結の時までであります。)。但し、その時点で特定買収者が出現している場合には、当該特定買収者に対する措置としてその効力が存続します。
- (2) 本プランの運用に当たって当社が行う「株券等保有割合」、「保有者」、「共同保有者」、「株券等所有割合」、「特別関係者」、「特定買収者等」、「関連者」、「実質保有」その他の必要事項の確認又は認定等は、当該確認又は認定等が必要な時点において当社が合理的に入手できた情報に依拠して行うことができるものとします。
- (3) 本プランにおいて、金融商品取引法(昭和23年4月13日法律第25号。その後の改正を含みます。)の規定に依拠して定義されている用語については、同法に改正がなされた場合には、同改正後の規定において相当する用語に読み替えられるものとします。また、本プランで引用する法令の規定は、平成27年6月25日現在施行されている規定を前提にしたものであり、同日以降、法令の改廃により上記各項に定める条項又は用語に修正を加える必要が生じた場合には、当社取締役会において、当該改廃の趣旨を踏まえて、適宜合理的範囲内で読み替えることができるものとします。

## 〔2〕株主・投資家の皆様に与える影響等

### 1. 株主・投資家の皆様に与える影響

本プランは、当社の企業価値及び株主共同の利益を確保・向上させることを目的としており、株主・投資家の皆様の利益に資するものであると考えております。そして、本プランの導入・更新時点において新株予約権の発行は行われませんので、株主・投資家の皆様の権利に影響が生じることはありません。

仮に特定買収者が将来出現した場合、すなわち承認決議を得ない特定買収行為が行われた場合には、上記〔1〕1(4)のとおり本新株予約権の無償割当てが行われ本新株予約権が株主の皆様全員に自動的に割り当てられますので、新株予約権の割当ての申込みに伴う失権者が生じることはありません。また本新株予約権を当社が一斉に強制取得し、行使条件を充たしている本新株予約権に対して当社株式を交付することも可能としております。なお、1株当たりの当社株式の価値の希釈化が生じることを前提に売買等を行った株主・投資家の皆様が株価の変動により不測の損害等を受ける事態を回避する観点から、無償割当基準日の3営業日前の日以降における無償割当ての中止や割り当てた本新株予約権の無償取得は予定しておらず、無償割当基準日の4営業日前の日以前においても、〔1〕1(4)( )に定める場合を除き無償割当ての効力を生じさせない決議を行わないこととしております。

承認決議を得た特定買収行為に対しては本新株予約権の無償割当ては行われませんので、これによる影響を受けずに特定買収行為を実施することが可能となります。

なお、本発行登録書提出日時時点で特定の買収者は存在していないことを念のため申し添えます。

### 2. 株主・投資家の皆様に必要となる手続

本プランの導入・更新時点において、株主・投資家の皆様に必要となる手続等はございません。

仮に特定買収者が出現した場合には、上記〔1〕1(4)のとおり、取締役会は、その旨及び無償割当基準日等を決議し公表します。本新株予約権は無償割当基準日時点の株主の皆様全員に無償で自動的に割り当てられますので、当社が上記公表においてご案内する内容に従い、所定の手続を行っていただくをお願いいたします。

本新株予約権の無償割当てが行われた場合、株主の皆様は、当社所定の新株予約権行使請求書その他当社の定める書類をご提出いただくとともに取得する株式1株当たり1円の払込みを行うことによって、本新株予約権を行使することができます。但し、上記〔2〕1のとおり本新株予約権の強制取得が行われる場合には、行使条件を充たしている本新株予約権に対して当社株式が自動的に交付されますので、株主の皆様は本新株予約権の行使手続をとっていただく必要はございません。なお、特定買収者等に該当しないことを確認させていただくための合理的手続を定めることを予定しております。

### 3. その他

本プランは、経済産業省及び法務省が定めた平成17年5月27日付「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」が求める適法性の要件(新株予約権等の発行の差止めを受けることがないために充たすべき要件)、合理性の要件(株主や投資家など関係者の理解を得るための要件)をすべて充たしております。また、経済産業省企業価値研究会平成20年6月30日付報告書「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」の提言内容にも合致しております。



## 第二部【参照情報】

### 第1【参照書類】

会社の概況及び事業の概況等金融商品取引法第5条第1項第2号に掲げる事項については、以下に掲げる書類を参照すること。

#### 1【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度 第171期(自平成26年4月1日 至平成27年3月31日) 平成27年6月25日関東財務局長に提出

事業年度 第172期(自平成27年4月1日 至平成28年3月31日) 平成28年6月30日までに関東財務局長に提出予定

#### 2【四半期報告書又は半期報告書】

事業年度 第172期第1四半期(自平成27年4月1日 至平成27年6月30日) 平成27年8月14日までに関東財務局長に提出予定

事業年度 第172期第2四半期(自平成27年7月1日 至平成27年9月30日) 平成27年11月16日までに関東財務局長に提出予定

事業年度 第172期第3四半期(自平成27年10月1日 至平成27年12月31日) 平成28年2月15日までに関東財務局長に提出予定

### 第2【参照書類の補完情報】

上記に掲げた参照書類としての有価証券報告書に記載された「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書提出日以後本発行登録書提出日(平成27年6月25日)までの間において生じた変更その他の事由はありません。

また、当該有価証券報告書には将来に関する事項が記載されていますが、当該事項は本発行登録書提出日現在においてもその判断に変更はなく、新たに記載する将来に関する事項もありません。

### 第3【参照書類を縦覧に供している場所】

株式会社日清製粉グループ本社  
(東京都千代田区神田錦町一丁目25番地)  
株式会社東京証券取引所  
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

## 第三部【保証会社等の情報】

該当事項はありません。